

佐世保市工事情報共有システム運用に関するQ&A

令和7年6月

Q 1 工事情報共有システムとは、どのようなものでしょうか？

- A 1 インターネットを利用して、工事帳票(工事打合せ簿、段階確認書)の作成・提出・決裁・整理が行えるシステムです。
- また、インターネットが使用できる環境であれば、モバイル端末やパソコンから閲覧や処理(決裁)する事が可能となります。

Q 2 工事情報共有システムを活用するメリットはありますか？

- A 2 従来の紙媒体では、工事帳票を作成し印刷後、市庁舎に在中する監督員へ提出する必要がありましたが、工事情報共有システムを利用すると、インターネット経由で提出するため、現場代理人が市庁舎へ行く必要がなくなります。

Q 3 工事情報共有システム提供者とは？

- A 3 「工事施工中における受発注間の情報共有システム機能要件」(※1)を参考にシステムを開発した事業者のことで、「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」(※2) (※3)に掲載されている事業者のことです。

※1 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_rev20/)

※2 国土交通省 HP (http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/)

※3 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表
(営繕工事編) (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

Q 4 工事情報共有システムの利用は、どの工事情報共有システム提供者でもいいですか？

- A 4 佐世保市工事情報共有システム運用ガイドラインを満たす工事情報共有システム提供者(以下「工事情報共有システム提供者」)を選定してください。

Q 5 工事情報共有システムを利用するには費用が掛かりますか？

- A 5 利用には費用が掛かります。受注者が工事ごとに工事情報共有システム提供者へ利用申し込みを行い、利用料(登録料及び利用料)を支払うことになります。具体的な費用(基本料金・月額)については、工事情報共有システム提供者に問い合わせください。

利用料は、土木工事(予定価格 **200** 万円以上の工事(一部歩掛りを除く))は、設計(土木工事標準積算基準書等の共通仮設費計上分(技術管理費))に含まれています。営繕工事の場合は、公共建築工事共通費積算基準により共通仮設費に積上げ計上する必要があります。

Q 6 工事情報共有システム提供者への利用申し込みは、工事ごとになるのでしょうか？

A 6 工事 1 件ごとの利用申し込みとなります。

Q 7 工事情報共有システムの利用期間は？

A 7 受発注者間で利用できる期間は、協議が整い、実施の有無が決定した後から、原則工事完了日(完成通知日)までとします。

Q 8 工事情報共有システム利用を一時休止することは可能でしょうか？

A 8 利用期間中、一時的に利用を休止しても構いません。

一時的に休止したい場合は、その期間中工事帳票の作成や決裁、閲覧が可能かなど監督員と協議を行って下さい。また、休止期間中の費用については、工事情報共有システム提供者に問い合わせください。

Q 9 利用期間中の工事情報共有システム利用を中止や工事情報共有システム提供者の変更は可能でしょうか？

A 9 中止や工事情報共有システムの変更をすることは可能ですが、受注者が工事情報共有システム提供者の利用規約を確認の上、中止及び変更を行う必要があります。また、中止や変更に伴い発生する費用については、受注者の負担とします。

Q 1 0 工事情報共有システムで処理した工事帳票等（電子データ）は、電子納品で良いですか？

A 1 0 「佐世保市工事情報共有システムを使用した電子納品試行ガイドライン」を適用する場合は、電子納品実施の有無について監督員と協議して下さい。

Q 1 1 工事情報共有システムを活用した場合に、工事成績評価表の加点はありますか？

A 1 1 工事情報共有システムの使用の有無を成績評価で評価いたしません。

Q 1 2 工事情報共有システムを活用しなかったことや、途中で止めたことなどで、ペナルティ（工事成績評価表の減点など）はありますか？

A 1 2 ペナルティー(工事成績評価表の減点など)は、ありません。

Q 1 3 工事情報共有システムで取り交わした「工事打合せ簿」について、あわせて電子決裁・文書管理システムで処理する必要はないですか？

A 1 3 「工事打合せ簿」については、電子決裁システムにおける例外起案の承認を得ているため、決裁文書として扱うことができます。そのため、電子決裁システムによる処理は不要です。なお、決裁文書としての保存年限等に配慮ください（システムにはそのような機能はないので、運用で配慮ください）。